

公認クロスカントリースキー検定員規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人全日本スキー・スノーボード連盟（以下「本連盟」という。）公認規程に基づき、公認クロスカントリースキー検定員（以下「検定員」という。）に関し、必要な事項を定める。

(年度)

第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。

(任務)

第3条 検定員は、クロスカントリースキーの普及発展の推進者となる人材であることを認識し、検定会及びバッジテストを公正公平に実施し、その普及発展に務めなければならない。

(資格)

第4条 検定員は、公認クロスカントリースキー検定員検定規程で定めた検定会で合格した者が、別に定めた手続きを行うことにより資格が付与され、全国共通の資格を有する。

(検定の範囲)

第5条 検定員が、各々検定できる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公認クロスカントリースキー検定員検定
- (2) 公認クロスカントリースキー指導員検定
- (3) 公認クロスカントリースキーバッジテスト

2 検定員の資格検定については、別に定める。

(有効期間)

第6条 検定員の資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。

(義務)

第7条 検定員は、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 検定員は、検定員の任務を完遂するため、資格有効期限内に、公認クロスカントリースキー検定員クリニックを最低2年に1回受講し、修了しなければならない。
- (2) 検定員は、加盟団体の事業には、優先的に参加しなければならない。

(資格の停止)

第8条 検定員が、2年続けてクリニックに参加しなかったときは、検定員の資格を停止する。資格停止中の者は、検定員として活動ができない。

(資格停止の解除)

第9条 検定員の資格の停止解除は、公認クロスカントリースキー検定員クリニック修了により資格の停止を解除できる。

(資格の喪失)

第10条 検定員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、検定員の資格を喪失する。

- (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき
- (2) 本連盟の規程に違反し、検定員としての体面を汚すような行為があったとき
- (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき

2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。

（登録料の納期）

第11条 第1条に定める検定員は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録登録料と同時に、所定の期日までに納める。

（規程の改廃）

第12条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成11年10月18日 制定

平成14年6月28日 改正

平成15年6月27日 改正

移行平成20年9月16日改正

平成21年9月18日 改正

平成25年7月9日 改正

平成27年7月14日 改正

平成29年7月15日 改正

平成29年8月22日 改正

令和2年11月6日 改正

令和5年7月5日 改正

令和5年9月14日 改正

令和8年7月16日 改正、令和8年8月1日 施行